

第 27 回太田市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和元年 5 月 27 日（月）午後 2 時 00 分～午後 2 時 45 分
開催場所	太田市役所 議会棟 4 階 常任委員会室
出席委員	正田寛委員、堀江正樹委員、竹川未紀委員、新井章夫委員、築瀬範彦委員、久保田俊委員、大川敬道委員、矢部伸幸委員、高田靖委員、渡辺謙一郎委員、大内章義委員、金谷道行委員、須永盛男委員（代理出席交通官 海上直也）、岡田文男委員、丸山博美委員、田部井光代委員
事務局出席者	都市政策部 赤坂部長、齋藤副部長 都市計画課 柳課長、萩本課長補佐、阿藤係長代理、田中館主任
議案	議案第 1 号 藪塚都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について
事務局 (阿藤係長代理)	<p>只今より第 27 回太田市都市計画審議会を開会いたします。進行を務めさせていただきます、都市計画課の阿藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただきますが、これからの発言につきましては、前にありますマイクのボタンを「マイクオン」にして赤いランプ点灯の状態発言していただき、発言が終わりましたら、スイッチをもう一度押していただき、オフにするようお願いいたします。</p> <p>ここで、前回の審議会以降に新しく委員となられた皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>太田市議会 議長でございます 久保田 俊 委員 太田市議会 総務企画委員長でございます 大川 敬道 委員 太田市議会 市民文教委員長でございます 矢部 伸幸 委員 太田市議会 健康福祉委員長でございます 高田 靖 委員 太田市議会 都市産業委員長でございます 渡辺 謙一郎 委員 群馬県東部農業事務所長でございます 金谷 道行 委員</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきたいと思っております。</p>

<p>事務局 (阿藤係長代理)</p>	<p>太田市都市政策部長の赤坂でございます。 同じく都市政策部 副部長の齋藤でございます。 都市計画課長の柳です。 萩本課長補佐です。 田中館主任です。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。本審議会につきましては、太田市都市計画審議会条例第5条第3項に「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は16名の委員のうち16名がご出席いただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、太田市都市計画審議会の会長であります、築瀬会長より改めてご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>築瀬会長</p>	<p>皆さんこんにちは。会長を務めてらせて頂いております築瀬でございます。開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>都市計画というのは、極端に言えば、市民の皆さんが歓迎する施設であれば必要ないものですね。図書館であるとか文化施設であるとか。少し言葉としては適切かどうか分かりませんが、嫌悪施設と呼ばれるものについては都市計画が重要になってきます。というのは、誰も自分の住んでいる所の近くに来て欲しくないと思うわけで、しかし市民全体にとっては必要な施設なわけです。だからそこに初めて都市計画の意義が生まれる訳です。</p> <p>そしてもう一つ都市計画の意義というのは、それぞれの市民の皆さんの財産権を尊重する事です。ですから嫌悪施設ですと、その近くにいる人の財産権が侵害されるじゃないか、こういう議論が一つ成り立つと思っております。これは正しいと思っております。もう一つ、嫌悪施設だという施設を作って、そこでビジネスをしようとしている方の権利を阻害することもいけないと思うのです。周囲が嫌だからその施設を建てるな、というのは逆にその施設の持ち主の財産権を侵害していることになるのだと思っております。どちらも正しいわけです。ですからそこで賢い答えを導き出すしかない。本来都市計画というのはそういうものじゃないかなと私も40年やってきて思っております。本日の案件というのはそういうごみの焼却施設を扱う事でございますが、皆さんにお願いしておきたいのは周囲の方への悪い影響もあるし、また、その施設を運営する方の権利も当然ある、その両方を見て一番良い落としどころを考える。そういう場ではないかなと思っております。ぜひ慎重なご討議をお願いしたいと思います。以上を持ってあいさつに代えさせていただきます。</p>

<p>事務局 (阿藤係長代理)</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、太田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めております。会長に議長をお願いしたいと思います。 築瀬会長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>築瀬議長</p>	<p>それでは、ご指名をいただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 本日の議事日程につきまして、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思いますので、ご了承ください。 日程第3、会期の決定については、太田市都市計画審議会条例施行規則第5条第1項に基づきお諮りいたします。 本会議の会期は、本日一日といたしたいと思いますですがこれにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>築瀬議長</p>	<p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。 次に日程第4、太田市都市計画審議会条例施行規則第9条第2項に基づき、議事録署名人2名をご指名いたします。 議席番号11番 大内章義委員 議席番号12番 金谷道行委員 お二方をご指名申しあげますので、よろしくお願ひいたします。 さて議事に入る前に、審議会の公開について、本日の審議会を公開とするか否かについてご検討をお願いしたいと思います。事務局からのご説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (萩本課長補佐)</p>	<p>本日上程の議案につきましては、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。 よって、太田市都市計画審議会条例施行規則第7条に基づきまして、公開とすることを提案させていただきます。 審議会の公開につきましては、以上でございます。</p>
<p>築瀬議長</p>	<p>それでは、事務局の説明のとおり、本日の議案については、公開としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

<p>築瀬議長</p>	<p>異議なしと認めます。 次に日程第5、議事に入りたいと思います。 本日は1議案でございます。議案第1号「藪塚都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について」を担当課よりご説明していただきます。お願いいたします。</p>
<p>建築指導課 (富島課長)</p>	<p>建築指導課長の富島と申します。よろしく申し上げます。 それでは議案第1号につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。 議案を朗読いたします。 「議案第1号 藪塚都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について」 藪塚都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置を別紙のとおり決定する。 令和元年5月27日提出、太田市長 清水聖義</p> <p>2ページをご覧ください。 案件の概要になります。名称は、藪塚都市計画区域内一般廃棄物処理施設です。申請者住所氏名は、群馬県太田市大原町2237番15の株式会社クツカタ 代表取締役 野口一雄です。用途地域は、指定なし、区域区分非設定です。所在地は、太田市大原町2237番12ほか5筆。敷地面積は、敷地拡張前の現在は、5,604.12平方メートル。今回の申請により、敷地拡張後は、7,693.80平方メートルの計画となっています。 主な施設は、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設で、木くずの破碎処理施設となります。処理能力は、一日あたり132.4トンの処理能力です。</p> <p>3ページをご覧ください。 理由書となります。本施設は、木くず破碎の産業廃棄物中間処理施設として、平成17年に建築基準法第51条ただし書の規定による許可を得て、稼働しています。その後、平成19年に産業廃棄物の木くずに加え一般廃棄物の木くずを処理する廃棄物中間処理施設として同許可を取得し、平成28年に木くずの保管場所等増築のため、敷地拡張の同許可を取得し、現在に至っております。 今回の申請は、事務量増加に伴い事務所が手狭になったことから、敷地を拡張し事務所を増築するものでございます。 都市計画区域内の廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築等が制限されていますが、一般廃棄物については市の都市計画審議会、産業廃棄物については県の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り建築することが出来るようになっております。</p>

建築指導課
(富島課長)

今般の計画は、敷地の拡張であり、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受けた廃棄物処理施設は、その敷地を拡張する場合において、再度同許可を受ける必要があるため手続き行おうとするものです。

口頭によりまして、補足の説明となりますが、本施設は、平成18年から、地域住民の理解のもと、良好な関係を保ちつつ、10年以上にわたる操業を継続しているところです。なお、株式会社クツカタは、廃棄物処理業と合わせて、造園業及び土木工事業も営んでいる会社でございます。

この度の計画は、事務量の増加に伴い、事務員を増員いたしましたが、現在の事務所では手狭で、業務に支障をきたしていることから、隣地を拡張用地として取得し、事務所等を増築し、より効率的で増大する多様なニーズに対応したく申請されたものです。それでは、議案添付図面に沿って、ご説明いたします。

添付図面 図1をご覧ください。こちらは、都市計画図になります。図面の上が北、中央の赤丸が申請地になります。申請地は太田市の北西部に位置し、西側は約80メートルで伊勢崎市となります。藪塚駅から直線距離で4kmの用途地域の指定のない地域に位置しています。申請地から最も近い小中学校は、1.7kmの太田市立藪塚本町南小学校です。

続きまして添付図面 図2をご覧ください。こちらは、付近見取図になります。図面の上が北で、凡例を左下に、申請地を中央に示しています。中央にある申請地の紫色部分が現在の敷地、水色部分が拡張予定地で、現在は畑として利用されています。敷地拡張後の周辺状況は、北側は製鉄加工工場、東側は耕作放棄地、南側は農地、西側は農地及び、一部会社事務所として利用されています。申請地に最も近い住宅は東側となりますが、直線距離では、約70mになります。申請地から300m以内の住宅が属する、太田市大原町の「西ヶ原地区」及び太田市大久保町の「大久保一区」の地元区長に対し、訪問し、事業計画について説明を行いました。

また、敷地の西側の伊勢崎市も含めた近隣住民に、訪問し説明をしたところ、ご理解を頂いております。廃棄物の搬入・搬出経路は黄緑色の線で示しています。申請地へは、東側の市道1級77号線から、市道藪塚本町286号線を通行し搬入・搬出する計画であり、現在と経路の変更はありません。また、いずれの道路も通学路の指定はございません。

添付図面 図3をご覧ください。こちらは配置図になります。図面の上が北を示し、下に建築物の一覧表を、右下に凡例を示しています。図面の上部に「拡張」の部分と「既存」の部分を表記してあります。破線から右の紫色部分が、現在の敷地、左側の水

建築指導課
(富島課長)

色部分が今回申請の拡張予定敷地を示しています。緑色で示した部分は「緑地帯」です。敷地面積は、拡張後 7,693.80 平方メートルで、敷地境界線を赤線で示しています。拡張予定敷地には、赤色の申請建築物 1 の「事務所・作業場」と申請建築物 2 の「休憩所」を新築する計画となっております。搬入経路は赤色の矢印で、搬出経路は青色の矢印で示しております。搬入車両は南側出入口から入り、最初に車ごと重量を量る「台貫」こちらの方で計測いたしまして、展開場に木くずを搬入します。荷卸し後、搬入後の車両は再び、「台貫」で計測し、南側出入口より場外へ出る動線になります。構内出入口を除く敷地周囲には、高さ 3 m と 4 m の万能鋼板を設置して、騒音や粉じん等の周辺への影響に配慮しています。黄色の既存建築物内には、現在、木くずの破砕機が設置されています。既存の破砕機が老朽化してきたことから、今回の敷地拡張と合わせまして、同型の破砕機を新たに導入する計画となっております。既存破砕機は破砕機「駐機場」にて、保管いたしまして、導入した破砕機のメンテナンス時に黄色の既存建築物 1 へ移動し、使用する計画で、2 台の破砕機を同時に使用することはありません。破砕処理は、黄色の既存建築物 1 に設置されました破砕機で行いますが、集塵機や 散水設備が整備されまして、騒音や粉塵など、周辺への影響に配慮しております。雨水排水については、申請地東側にあります地下浸透柵にて浸透させる計画で、排水経路の変更はございません。敷地の拡張に伴う雨水の増加に対応できる容量であることを計算により確認しています。

なお、北側に出入口が 2 箇所ありますが、この出入口からの車両の搬出入は行いません。

添付図面 図 4 をご覧ください。こちらは拡張予定敷地に建設予定の、事務所・作業所の図面です。1 階には事務所や会議室及び作業所・工具置き場があります。作業所・工具置き場は、機械の部品等を収納し、交換等の作業をするスペースとなります。2 階は社長室、会議室、倉庫等を計画しております。最高の高さにつきましては、立面図に記載のとおり 7.84 メートルです。

添付図面 図 5 をご覧ください。こちらは、処理工程詳細図になります。まず、収集運搬車両により、展開場に①木くずが搬入されます。展開場に搬入された木くずは選別され、②の処理前保管場所にて一次保管されます。処理前保管場所にて一時保管された廃棄物は、粉じんを防ぐため、散水しながら重機により③の破砕機へ投入し、破砕処理されます。その後、④の「ふるい機」によりまして、ふるい分けをして、⑤の処理後保管場所に堆積され、一時保管されます。処理後保管場所にて一次保管されました木材チップは、重機により、⑥の運搬車両へ積み込み、⑦のバイオマス火力発電所・有機肥料工場・畜産農家等へ製品として出荷されます。なお、一般廃棄物、産業廃棄物共に同じ処理工程となります。

建築指導課
(富島課長)

す。下にあります写真は、左から右へ、木くずである廃棄物が破砕処理され、出荷前の製品となる状況を示しております。

添付図面 図6をご覧ください。こちらは、先程ご説明させて頂いた処理工程を含む、搬入から搬出までの全体工程になります。図の左から右へ、一般廃棄物及び産業廃棄物が搬入、製品化され、搬出されるまでの工程を示しています。破砕処理後の木材チップにつきましては、主にバイオマス火力発電の燃料や畜産農家の畜舎の敷き材として出荷されます。下の写真は、今回導入する破砕機の姿図及び写真です。おわん形になっている部分に木くずを上から投入し、下で回転している「破砕ローター」と網目状の「スクリーン」でたたき・すりつぶすイメージで破砕する機械です。新規導入破砕機は姿図のとおりですが、キャタピラ型で自走式です。既存破砕機につきましてはタイヤ型で牽引式となっておりますが、処理能力や投入口並びにエンジン出力等は同一の機種となっております。

添付図面 図7をご覧ください。こちらは、「廃棄物処理施設の設置手続きの概要」になります。図の左上の「廃棄物処理法」の手続きについては、平成30年3月1日付けで事前協議が開始され、平成30年12月19日に事前協議が終了しています。建築基準法の手続きにつきましては、中央の緑色の着色部分をご覧ください。平成31年4月5日に、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可申請がなされ、本日に至っています。また、産業廃棄物処理施設の敷地拡張でもあることから、6月に群馬県の都市計画審議会に付議致します。申請者の意向では、許可が得られた後、建築確認及び関係法令等の手続きを経て、施設の稼働開始は12月下旬頃を予定しているとのことです。

お手元の資料による説明は、以上になります。

続いて、口頭により都市計画上の支障の有無について、補足説明をさせていただきます。計画施設は、剪定枝などの一般廃棄物と、建設現場から排出される産業廃棄物を受け入れ、それらを破砕処理し、再製品化するなど、循環型社会の推進に寄与する社会経済上必要な施設です。申請者は、平成18年より、当地で一般廃棄物及び産業廃棄物の破砕処理事業を行っており、地域住民と良好な関係を保ちつつ、10年以上にわたる操業を継続しております。また、地元区長と周辺住民に事業に対して御理解をいただいています。騒音、振動等の環境に関する基準につきましては、生活環境影響調査書から、いずれも法令規制内の計画であり、設備対策、公害防止対策が図られています。

以上のことから、計画は適切であり、その敷地の位置が都市計画上支障のないものと判断し、本審議会に諮問するものでござい

<p>建築指導課 (富島課長)</p>	<p>ます。以上で、議案第1号のご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>築瀬議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 只今、担当課より議案第1号「藪塚都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について」のご説明がありました。 只今の説明に関しまして、審議をお願いいたします。どのような内容でも構いません。質問がございましたらよろしくお願いいたします。</p>
<p>大内委員</p>	<p>太田土木事務所の大内と申します。ちょっと良く知らないものなので教えていただきたいのですが、こういった開発をする場合、雨水排水計画という部分は、ここは300×300～450の雨水排水路が入っていますけども、例えば計画雨量がいくつで対応すれば良いとか、その辺の考え方を教えていただけたら。浸透枳に導いて浸透させるということなんですけれども、既存施設も多分似たようなことをやられていることと思いますので、特に今まで問題がなかったか、その辺について教えていただけたらと思います。</p>
<p>建築指導課 (富島課長)</p>	<p>それではお答えいたします。まず、今回の申請地が藪塚ということで、最終の放流先、接続先がないということで敷地内の浸透枳を利用しております。こちらにつきましては太田市の降雨強度、こちらの方が約66ミリ、1時間降雨強度がありまして、それに耐えられるだけの量ということで計算している浸透枳を計画しています。</p>
<p>築瀬議長</p>	<p>ありがとうございます。よろしいですか。その他いかがでしょうか。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>竹川と申します。よろしくお願いいたします。理由書の中に「事務量増加に伴い事務所が手狭になってきたことから」という説明があったのですが、図面の方を見ますと作業所の面積が結構広く取られていると思うのですが、これは建物の用途とすると何になるのでしょうか。</p>
<p>建築指導課 (富島課長)</p>	<p>まず、作業員の人数につきましては、前回敷地を拡張した時に増員いたしまして、作業員が13名、事務員が2名、計15名ということで今回につきましても変更はございません。 今回ですが、既存の建物につきまして、新しくできる部分については「作業場」という名前にはなっておりますが、この作業場で使っている重機関係の部品とかの道具をしまっているところ</p>

<p>建築指導課 (富島課長)</p>	<p>で、そこで機械の先端に取り付けるアタッチメントとかを収納しておいて、それを付け替える時に使うスペースになっておりました、実際に破砕処理を行うスペースというのは前回の計画から変わっていないということです。単純に事務員が増大した中で事務所が本当に手狭になったということで、今回は事務所を増築する。そういう計画でございます。</p>
<p>築瀬議長</p>	<p>その他いかがでしょうか。 私から今の質問に関連するのですが、事務量増加というように理由書に書いてございますが、処理量が増えたわけではないんですね。処理量が増えたわけではないのに事務量が増えたのでしょうか。その辺をちょっとお聞かせください。</p>
<p>建築指導課 (富島課長)</p>	<p>理由書の方に記載させていただきました、「平成28年に木くずの保管場所等増築のため敷地拡張」こちらの方で51条ただし書で許可を取りまして、ここで拡張した時点で業務量が増えております。この28年で増えた業務量をこなすだけの事務員さんを今置いてますが、事務所が手狭ということで、そこで業務量が増えたので今回事務所を増やすという形になります。</p>
<p>築瀬議長</p>	<p>ありがとうございます。良く分かりました。本来であればその業務量が増えた時に事務所を引っ越しておけばよかったということですか。</p>
<p>建築指導課 (大谷係長代理)</p>	<p>平成28年に一回敷地を増やして運営してますが、本来平成28年で今の配置図の形まで広げたかったのですが、農振法の除外基準というものがございまして、現況の敷地から1.5倍以上の面積の増加は認められないということで、平成28年の時は今現在の配置図で言いますと紫色の敷地までしか増やせなかったということです。その中で事務所を計画したということで今は小さい事務所で運営しております。</p>
<p>築瀬議長</p>	<p>ありがとうございました。手続的にやむを得なかったということですね。その他はいかがでしょう。 よろしゅうございますか。他にご質疑もないようですので、お諮りいたしたいと思います。 議案第1号「藪塚都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について」は、計画案のとおり「異存なし」とすることにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

<p>築瀬議長</p>	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、計画案のとおり「異存なし」とすることに決定されました。</p> <p>他にご質問等ございませんか。ないようでしたら、以上をもちまして審議を終了し、議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (阿藤係長代理)</p>	<p>築瀬議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には、慎重なご審議をいただきまして大変ありがとうございました。</p> <p>只今、ご審議いただきました案件につきましては、頂いたご意見等を参考に事務を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、今回の委員の任期は、令和元年6月30日となっておりますので、今回が最後の審議会となります。</p> <p>学識経験者の一部の皆様、市議会議員の皆様、関係行政機関の皆様は、引き続き次の任期もお願いすることになりますが、築瀬会長をはじめ5名の委員の皆様が任期満了に伴いご退任となります。</p> <p>つきましては、退任される委員の皆様から、ご挨拶をいただきたいと思っております。お名前をお呼びいたしますので、その場にご起立いただき、一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>それでは初めに、築瀬会長お願いいたします</p>
<p>築瀬会長</p>	<p>皆さん長い間ありがとうございました。8年ほどここで太田市の都市計画に携わらせていただきました。私はまちづくり関係の仕事を40年やっておりまして、その間、非常に大きな変化がございました。まちづくりと言っても行政主体のまちづくりから市民参加のまちづくり、最近ではむしろさらに先に行くタクティカルアーバニズムという新しい言葉もございますが、要は自助・共助というプライベートとパブリックの間にあるコミュニティ。そこに非常に重点を置いたまちづくりに急速に変わってきております。ここで講義を始めると長くなってしまうので省略しますが、これからはエリアマネジメントなどの色々な英語が出ますが、要は町内会、あるいは商店街、そういう方々の知恵によって小さな施設、公園だったらむしろ自分達で管理してしまう。あるいは皆から寄付金を募ってインフラまで直してしまう。そういうことをやってまちを活性化していくという方向に大きく変わっていく様に思います。国の立地適正化計画なども本当はそういう意味で規制から誘導に変わっておりまして、そういう動きを促進するような法体系になっております。都市計画の法体系は変えませんが従来の規制という枠から誘導という枠組に舵は切られている。その中で、市民自らがおやりになりたい都市計画に関してむしろどう</p>

	<p>やってサポートしていくのか、そういう時代になっています。法制度もそういう風が変わってきている。都市計画審議会の役割もそれについて変わってきているのだらうと思っています。どういう風が変わっていくのかは私にも分かりません。ただ確実に一つ新しい方向が見えてきたということで、ぜひ皆さん太田市のために知恵を絞って活発なご議論していただきたいと思います。私も歳をとりましてそういう動きに残念ながら参加できませんが、ぜひ太田の将来について千葉の方から見守ってまいりたいと思いますので、がんばっていただきたいと思います。この長い間、お世話になりました。</p>
<p>事務局 (阿藤係長代理)</p>	<p>ありがとうございました。続きまして堀江委員お願いします。</p>
<p>堀江委員</p>	<p>皆さまこんにちは。公益社団法人太田青年会議所より出向してまいりました堀江と申します。6月30日までということなんですけど、今日が最後ということになります。私は慣れてなくて参加しているだけという形になってしまいましたけど、本当にこの審議会に参加させていただきまして、市はこのように運営されているんだ、というような、私はこの一年で印象に残っているのが刀水橋の交差点の渋滞緩和における交差点の新しい増設というところで、本当に日々私も使う中でどうにかならないのかなと言う風に思っていたところにそういった話があって、身近なところで議論がされているんだなあと感じるどころがありました。今後私も任期が終わりますけど、ぜひ当事者意識を持って今後も太田市のために市民の一員としてしっかりと太田市を見守っていきたい、力になっていきたいと思っております。短い間でしたがどうもありがとうございました。</p>
<p>事務局 (阿藤係長代理)</p>	<p>ありがとうございました。竹川委員お願いいたします。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>建築士会女性委員会の委員長として審議会の委員を務めさせていただきました竹川と申します。2年間という短い間でしたが、大変貴重な経験をさせていただいたと思います。私も太田市民ですので、今後太田市の都市計画を見守っていきたいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (阿藤係長代理)</p>	<p>ありがとうございました。岡田委員お願いいたします。</p>

岡田委員	<p>岡田と申します。私は市民委員として参加させていただきました。ありがとうございます。このような行政に携わる委員として2年間参加させていただき、本当にありがとうございます。色々な面で決まり方ですとか行政の方針について色々学ばせていただきました。今後は市民として何らかの形でまたお役に立つ様にならばと思っています。よろしくお願いします。ありがとうございました。</p>
事務局 (阿藤係長代理)	<p>ありがとうございました。丸山委員お願いいたします。</p>
丸山委員	<p>鳥之郷地区の丸山博美と申します。私は農業に携わっているんですが、特にどこの団体にも所属という訳でもなく、一市民の立場で参加させていただきました。2000年になってから過去の市民活動でITの普及というところに関わらせていただいた経験があります。今は農業の方にいるわけなんですが、ITと農業というところで中々情報化が進まないということを感じてくるようになりました。情報化が進んでいるんですけど農地の部分というのが関わっている自分も分からないような感じで、ちょっと片足を突っ込んで、もう少しオープンにしなければいけないという危機感と言いますか、その辺で感じたことがありまして参加をさせていただきました。今後何らかの形でお役に立てればと思いますのでよろしくお願いします。貴重な経験をさせていただきましたので御礼申し上げます。ありがとうございました。</p>
事務局 (阿藤係長代理)	<p>ありがとうございました。田部井委員お願いいたします。</p>
田部井委員	<p>どうもお世話になりました。田部井と申します。2年間という任期の間、皆さんの太田市に対する愛情というものがすごく感じた次第です。私も生まれはこちらではないのですが、太田市は進化し続けるまちだと思っています。今後も一市民として太田がどのように成長かつ進化していくのか楽しみに見守っていきたいなと思っていますので、今後も一市民として関わっていただけたいと思っています。どうもありがとうございました。</p>
事務局 (阿藤係長代理)	<p>ありがとうございました。 最後に、当審議会にご尽力をいただいた委員の皆様へ、事務局を代表しまして都市政策部長赤坂より、お礼のご挨拶を申し上げます。</p>

<p>赤坂部長</p>	<p>大変お世話になりました。本日は本当にご多忙なところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、慎重審議賜り、厚く御礼申し上げます。本日の審議会を持ちまして現委員さんによります今任期中の案件審議、最後になるわけでございます。この度、任期満了に伴って退任されます築瀬会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お世話になりました。ありがとうございます。また、7月1日以降も引き続き委員を継続していただける皆様におかれましては今後とも一つよろしくお願い申し上げたいと思います。</p> <p>本審議会委員でありますけれども、平成29年7月1日から本年の6月30日までの2年ということで大変お世話になったわけでもあります。この間、審議会も5回ほど開催させていただきました。活発なご議論、ご意見頂戴し改めて感謝申し上げます次第であります。思い起こすと本任期中の審議におきましては、本市の今後10年間のまちづくりを見据えた太田市都市計画マスタープランの改訂をはじめ、コンパクトシティの実現に向けた太田市立地適正化計画の策定、さらには、産業振興に伴う市街化区域の編入。先程の利根川の橋の道路の話もありました。そんな重要な審議が行われたわけでございます。今回退任されます委員におかれましては審議会委員を離れることとなりますけれども、一緒に太田市のまちづくりについて議論を交わすことが出来たことに深く感謝を申し上げます次第であります。ぜひとも太田市へのまちづくりへの想いをこれで終わらずに様々な角度から建設的なご意見をお願い申し上げるとともに、本日のお集りの委員の皆様のご健康と更なるご活躍を心よりご祈念申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (阿藤係長代理)</p>	<p>以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>